

パーソナルコンピュータの
環境情報開示ガイドライン（第3版）

平成22年 5月

社団法人 電子情報技術産業協会
パーソナルコンピュータ事業委員会
PC環境専門委員会

目 次

まえがき

1. 目 的	1
2. 適用範囲	1
3. 引用規格	1
4. 用語の定義	2
5. 情報開示項目（開示内容及び開示形式）	3
5. 1 製品情報	3
5. 2 環境情報	4
1) 法令・環境ラベル等への対応	4
2) 省エネルギーへの対応	5
3) 電磁波影響への対応	6
4) 環境影響物質への対応	6
5) 製品寿命の拡張	6
6) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）への配慮	7
7) バッテリーの取扱い	7
8) 製品の包装	7
9) 使用済み製品回収に関する情報	8
10) LCA データ	8

まえがき

地球温暖化、資源・廃棄物等の環境問題に関する関心が高まる中で、マーケットを通じて環境と経済を両立させ、持続可能な経済社会を構築しようとする動きが国際的に加速されている。

国内においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」）」が制定され、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達が推進されている。このような環境に配慮した製品・サービスを優先的に購入する、いわゆるグリーン購入・調達の活動は行政だけでなく、企業さらには一般ユーザにも普及してきている。

欧州においては、EU 指令に基づく電気電子機器に対する特定有害物質の使用制限（以下「RoHS 指令」）や原材料の調達から製造、流通、使用、廃棄に至るまで、製品のライフサイクル全体における環境負荷低減を目指し、エネルギー使用製品に対する環境配慮設計（エコデザイン）を義務付ける EuP 指令等が採択され、政府による市場のグリーン化が一段と進められている。

このような状況の中、製造事業者には、製造事業所における環境配慮はもちろんのこと、ユーザに提供する製品についても、その原料調達、製造、使用から廃棄までの「製品のライフサイクルの環境負荷」を考慮して、安全かつ環境影響が最小となるような製品の開発、及び、それらの適切な環境情報提供が求められてきている。

当協会は、平成 16 年 8 月に「パーソナルコンピュータの環境情報開示ガイドライン」を発行し、情報公開に努めてきたが、その後、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」）の改定や産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会の「世界最高水準の省資源社会の実現へ向けて」（平成 20 年 1 月）の発行などもあり、特に大量生産されるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」）は、省エネルギー及び 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の一層の強化、高度化を求められるようになってきた。そこで、公開情報の各社製品の客観的、かつ公平な理解のために最新の動向を考慮し改訂を行うものである。

本ガイドラインは、パソコンの環境情報開示（製品カタログ、Web 等）にあたり、開示する項目、内容、形式などを例示している。

社団法人 電子情報技術産業協会
CE 部会
パーソナルコンピュータ事業委員会
PC 環境専門委員会

1. 目的

本ガイドラインは、パソコンの環境情報として開示すべき項目、定義及び開示内容、形式を提示することにより、製品を提供する各社が製品カタログや Web 等に環境情報を開示するにあたって、可能な限り本ガイドラインを反映し、ユーザが各社製品の環境情報を客観的かつ公平に理解できることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、パソコン及びディスプレイに適用する。

本体に付属する取扱説明書、キーボード、マウス、AC アダプタ、AC ケーブル等及び本体、付属品の包装材を含む。

3. 引用規格

本ガイドラインで参照されている法律、規格等は以下の通りである。

- 1) 省エネ法：電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等
<http://www.eccj.or.jp/law06/machine/pc.html>
- 2) グリーン購入法：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（電子計算機、ディスプレイのグリーン購入法判断基準）
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>
- 3) 資源有効利用促進法
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index.html
- 4) 国際エネルギースタープログラム
[省エネルギーセンターの運用細則に関するホームページ]
<http://www.eccj.or.jp/ene-star/prod/outline.html>
- 5) PC3R・PC グリーンラベル制度
<http://www.pc3r.jp/greenlabel.html>
- 6) GPN-GL4「パソコン購入ガイドライン」
GPN：グリーン購入ネットワーク（Green Purchasing Network）
<http://www.gpn.jp/>
- 7) JEITA ITR-3004「情報処理機器用表示装置の低周波電磁界に関するガイドライン」
- 8) VCCI(情報処理装置等電波障害自主規制協議会)
<http://www.vcci.jp/activity/regulation/index.html>
- 9) 20JEITA-CP 第 17 号「パーソナルコンピュータの環境設計アセスメントガイドライン」
http://home.jeita.or.jp/ce/guideline/pc/DfE_assessment.pdf

- 1 0) JIS Q 14021 (ISO 14021) : 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)
- 1 1) 19JEITA-CP 第 41 号「パソコンに関する VOC ガイドライン」
<http://it.jeita.or.jp/infosys/committee/environ/0509vocguideline/index.html>
- 1 2) JIS C 0950 : 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法
- 1 3) JIS C 9901 : 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法
- 1 4) 電気・電子機器の特定の化学物質に関するグリーンマーク表示ガイドライン (JEITA、JEMA、JRAIA)
<http://www.jeita.or.jp/cgi-bin/public/detail.cgi?id=282&cateid=1>
- 1 5) 環境表示ガイドライン (環境省)
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>

4. 用語の定義

本ガイドラインに使用する用語の定義は、以下の通りである。

1) ユーザ

法人、個人を問わず、製品の使用者または購入者

2) リサイクル材料及びこれに関連する用語 (JIS Q 14021 による)

①リサイクル材料

製造工程において、回収 (再生) 材料*から再加工され、更に最終製品、又は製品へ組み込まれる部品に使用される材料。

* : 回収 (再生) 材料

廃棄物として処分されるはずの材料、又はエネルギー回収の目的に供されるはずの材料ではあるが、代わってリサイクル又は製造工程に投入するために、新規の原料に替わる原料として収集及び回収 (再生) される材料。

②リサイクル材料含有率

製品又は包装中に含有するリサイクル材料の質量比。プレコンシューマ材料*¹及びポストコンシューマ材料*²だけをリサイクル材料とみなさなければならない。

*1 : プレコンシューマ材料

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で使用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用は除く。

*2 : ポストコンシューマ材料

家庭から排出される材料、又は製品のユーザとしての商業施設及び各種施設から本来の目的のためにもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これには、流通経路から戻される材料を含む。

3) リユース部品

一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された製品等のうち、部品・ユニット等製品の一部として利用される部品。

4) 環境影響物質

製品等*に使用される物質で、人及び動植物への健康・安全への重大な悪影響、あるいは使用済みとなった当該製品の中間処理、最終処分において、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの原因物質となる可能性のあるもの。

製品等*：製品本体及びこれに付属する取扱説明書、キーボード、マウス、ACアダプタ、ACケーブル等及び本体、付属品の包装材

5) 包装材

輸送、貯蔵、販売及び使用において製品等を保護又は収納することを目的として使用する材料。

6) LCA（ライフサイクルアセスメント）

LCA（Life Cycle Assessment）とは、原料採取、開発、製造・輸入、組立、輸送・流通、使用、メンテナンス、廃棄・リサイクル等に至るまでの製品の一生（ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、定量的、科学的、客観的に把握・評価する手法。

5. 情報開示項目（開示内容及び開示形式）

製品の環境情報開示には、以下の項目（開示内容及び開示形式）を含めることが望ましい。但し、これらに限定されず JIS Q 14021 に従って記載してもよい。

5. 1 製品情報

1) 事業者名

2) 機種名／モデル名（シリーズ名＋モデル名）

ユーザが選択できる組み合わせが多数の場合は推奨構成又は代表モデル

3) パソコンの種類

- ①デスクトップ型
- ②ノート型
- ③ディスプレイ体型
- ④ディスプレイ

4) 対象ユーザ

- ①個人ユーザ
- ②法人ユーザ
- ③個人・法人の両ユーザ

5) 仕様概要

- ①プロセッサの名称／周波数 (MHz 又は GHz)
- ②インストール OS (Windows Vista Home Premium、Windows 7 Professional 等)
- ③ハードディスクの容量 (GB、TB)
- ④メモリ標準搭載容量／メモリ最大搭載容量 (MB 又は GB)
- ⑤ディスプレイの種類 (CRT or LCD) ／サイズ (型) ／バックライト (蛍光管 or LED)
は任意
- ⑥バッテリーによる動作時間 (バッテリー使用機種)
- ⑦消費電力

記載は任意とするが、消費電力値とともに条件を記載する。

例) 標準、通常、使用、最大、スリープ時等

6) 本体質量 (単位 : kg、g)

本体質量の測定条件を注意書き等に記載する。

例) ハードディスク 500GB (増設ハードディスクは無し)、FDD ありの構成での質量です。

7) 本体外形寸法 (単位 : mm)

本体外形の測定条件を注意書き等に記載する。

例) ○○○ (W) ×○○○ (D) ×○○○ (H) mm

本体縦置き時の足以外の突起物含まず。

8) 価格 (単位 : 円) (任意)

9) 問い合わせ窓口 (Tel、Fax、E-Mail address、Web、製品カタログ Web サイトなど)

5. 2 環境情報

1) 法令・環境ラベル等への対応

以下の法令、環境ラベル等に対する適合状況を記載する。

- ①省エネ法 2) ①項を参照
- ②グリーン購入法
- ③電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 (以下「J-Moss」)
. . . . 4) ①項を参照
- ④PC グリーンラベル
- ⑤国際エネルギースタープログラム
- ⑥その他

各社独自の環境ラベル等を記載する場合には、制度内容あるいは制度内容を記載した Web サイトの URL を記載する。

2) 省エネルギーへの対応

以下の法律及び規格等で定められている省エネルギー基準等に対する、表示事項や適合状況を記載する。

①省エネ法

【開示形式】

- ・品名又は形名
- ・区分名 *1、*2
- ・エネルギー消費効率 *1、*2
- ・製造事業者等の氏名又は名称
- ・エネルギー消費効率とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）で定める測定方法により測定した消費電力を省エネルギー法で定める複合理論性能（単位の記載も含む。）で除したものである旨 *3

*1：区分名及びエネルギー消費効率の記載例

例) R区分 0.10 （有効数字2桁以上）

※有効数字は2桁以上のため、例示の末尾が“0”のような場合省略しない等の細心の注意を行うこと。

*2：省エネ法の除外品目である場合は、その主旨を注記し、除外品目に対する省エネ表示及び省エネラベル表示（省エネ性マーク、達成率「AAA」）は行わないこと。

例) — 注1

注1. 本製品は省エネ法の対象外です。

*3：エネルギー消費効率の主旨文の記載例（目標年度2011年度で表示する場合）

例) エネルギー消費効率とは、省エネ法で定める測定方法により測定された消費電力を、省エネ法で定める複合理論性能（単位 ギガ演算）で除したものです。

※「省エネ法」は、「省エネルギー法」としてもよい。

※複合理論性能の単位は、「GTOPS」としてもよい。

②省エネラベリング制度

【開示形式】

- ・省エネ性マーク
- ・目標年度



- ・省エネルギー基準達成率*

- ・エネルギー消費効率

*：JIS C 9901の特例表示により「AAA」等を表示する。

詳細は、JIS C 9901「電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法」を参照のこと

3) 電磁波影響への対応

以下のガイドラインに対する適合状況を記載する。

①「JEITA ITR-3004(情報処理機器用表示装置の低周波電磁界に関するガイドライン)

対象製品：ディスプレイ

②「VCCI(情報処理装置等電波障害自主規制協議会)」

対象製品：デスクトップ型 PC、ノート型 PC、ディスプレイ一体型 PC、ディスプレイ

4) 環境影響物質への対応

該当製品等に対する環境影響物質への対応を記載する。

【開示形式】表示の有無は各社に委ねるが、記載する場合は定量値の記載が望ましい。

①J-Moss

含有マーク及び化学物質記号、または、グリーンマークを表示する。

また、含有表示に係る情報が掲載されている Web サイトの URL を記載する。

詳細は、JIS C 0950「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」及び「電気・電子機器の特定の化学物質に関するグリーンマーク表示ガイドライン」を参照のこと。

②RoHS 指令

電気電子機器に係る特定有害物質の使用制限に関して、欧州電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令への適用の有無を記載する。

③パソコンに関する VOC (揮発性有機化合物) ガイドライン

19JEITA-CP 第 41 号「パソコンに関する VOC ガイドライン」への対応状況を記載する。

5) 製品寿命の拡張

製品の機能及び性能を拡張する上で、設計上考慮した事項を記載する。

①製品拡張方法【開示形式】下記の例に沿って記載する。

例)・メモリ増設・交換の可否

- ・ハードディスクの増設・交換の可否

- ・プロセッサの増設・交換の可否

- ・その他部品 (バッテリー等) の増設・交換の可否

- ・（ユーザ自身で行う）増設・交換のための部品のリスト・価格・オーダー方法・増設・交換方法
- ・増設・交換の依頼先・依頼方法（Web、Tel 等）

②修理に関する表示

- ・修理の依頼先・依頼方法・修理見積価格の入手方法等（Web、Tel 等）

③製品保守部品保有年数の表示

【開示形式】年数

保有開始時点も明記する

（例）5年（生産終了後）

6) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）への配慮（任意）

①リユース部品・リサイクル材料の活用

- a) リユース部品またはリサイクル材料の使用状況
- b) リユース部品を使用している場合の主な使用部位

【開示形式】使用部位を記載

例) 本体外装筐体

- c) リサイクル材料を使用している場合の主な材質及びリサイクル材料含有率

【開示形式】

材質 (例) : PC+ABS

リサイクル材料含有率 (例) : 20%

②その他

- ①項以外に 3R への対応について、設計等で配慮している事項について、20JEITA-CP 第 17 号「パーソナルコンピュータの環境設計アセスメントガイドライン」の該当項目に基づき記載する。

【開示形式】

例) ネジの本数削減、使用材料の統一、プラスチック部品への材質表示等。

7) バッテリーの取扱い

資源有効利用促進法において、指定表示製品及び指定再資源化製品に定められている密閉型蓄電池について以下の項目を記載する。

①使用する密閉型蓄電池の種類

【開示形式】

例) リチウムイオン、ニッケル水素など

②バッテリーの取扱いに関する情報（回収方法など）

8) 製品の包装（任意）

①包装材の種類と質量

【開示形式】

(種類) : 木、紙／ボール紙、プラスチック (樹脂名) など

(質量) : g 材質ごとに質量を記載することが望ましい。

②その他の工夫

例) 通い箱制の導入、鉛、カドミウム、水銀、六価クロム等の重金属の不使用・削減への取り組み、印刷インクに添加の重金属の不使用・削減など。

9) 使用済み製品回収に関する情報

①回収スキーム (Web などの問い合わせ先の紹介)

②PC リサイクルマーク (任意)

10) LCA データ (任意)